

「佐倉市学校開放に関する規則の改正(案)」 に対する意見募集について

学校開放事業は、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民へ開放し、市民の健康増進、情操の涵養及び教養の向上を図ることを目的としています。

現在、開放時間は午後 9 時 30 分までとしておりますが、青少年健全育成の視点を鑑み、児童及び生徒が開放施設から自宅までの移動時間を考慮し、開放時間を午後 9 時までに変更しようと考えています。

また、旧志津公民館が狭小であることから実施していた学習開放につきまして、志津公民館の移転整備が完了したことから廃止するとともに、令和 2 年度より新型コロナウイルス感染症の影響で中止しているプール開放について、今後の感染の動向が見通せないことから開放事業を廃止しようと考えております。

つきましては、本規則の改正について、意見を募集いたします。

意見提出ができる方

- ・特に制限はありません。

意見の提出方法

- ・案件名、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名)を明記の上、持参、郵送、**FAX**、**Eメール**にてご意見をお寄せください。
- ・口頭、電話でのご意見は受け付けておりません。
- ・意見の様式は問いませんが、別紙の提出様式をご利用いただくと便利です。

提出先

佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課

【住所】 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

【FAX】 043-486-9401 【E-mail】 shakaikyoiku@city.sakura.lg.jp

意見募集期間

令和 3 年 12 月 16 日(木曜日)～令和 4 年 1 月 5 日(水曜日) 15 日間

※郵送は令和 4 年 1 月 5 日消印有効。FAX、メールは当日中、持参の場合は午後 5 時まで。

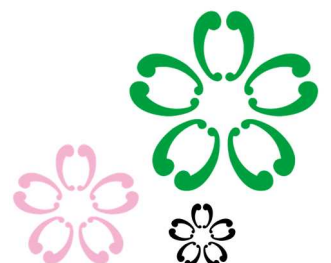
注意事項

- ・この手続は案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・お寄せいただいたご意見は、これに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ先

佐倉市教育委員会 事務局 社会教育課窓口

電話 043-484-6189 (平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)



「佐倉市学校開放に関する規則の改正（案）」に対する意見・提案

氏名又は法人・団体名	
住所又は所在地 (法人は、市内の事業所・事務所を記入)	
※市外在住のかたは、以下の欄もご記入ください。	
勤務先又は学校名	
勤務先又は学校の所在地 (地番省略可)	

意見・提案をご記入ください。	
意見・提案内容	
<p>提案内容は、なるべく具体的に記入してください。</p> <p>(例) 現在〇〇なので、△△のように改善することにより、□□になる。</p>	

- ※1 意見が長文にならないよう、なるべく簡潔に記入してください。
- ※2 提出された意見は返却いたしません。また、著作権は佐倉市に帰属されます。
- ※3 提出は、下記まで持参いただくか、郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします。

(提出先・問い合わせ)

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
 佐倉市教育委員会 教育部 社会教育課
 [FAX] 043-484-6189
 [メール] shakaikyoiku@city.sakura.lg.jp